

自動車取得税の減免について (被災した自動車に代わる自動車)

1 減免の要件

災害により滅失又は損壊した自動車(被災自動車)を抹消登録し、被災自動車に代わる自動車(代替自動車)を被災の日から6か月以内に取得した場合で、以下の要件を満たす場合には、申請により自動車取得税が減免となります。

※ 代替自動車の自動車税については、減免となりません。

| | |
|------------------|---|
| 対象となる方 (所有者等) | ○被災自動車の所有者で、代替自動車の所有者と同一の方であること。 ※所有権留保付売買により取得した自動車の場合は、その買主の方が対象となります。 ※所有者等の方がお亡くなりになっている場合は、その相続人が対象となります。 ※所有者等の方が消滅した法人である場合には、当該法人の合併法人又は分割承継法人が対象となります。 |
| 被災自動車 | ○普通自動車、小型自動車(三輪以上)又は軽自動車(三輪以上)であること。 ○「 <u>永久抹消登録</u> 」又は「 <u>一時抹消登録後に解体</u> 」していること。 ※抹消登録手続き等が運輸支局や軽自動車検査協会できない場合には県税事務所へお問い合わせください。個別にご事情をお伺いいたします。 |
| 代替自動車 | ○普通自動車、小型自動車(三輪以上)又は軽自動車(三輪以上)であること。 ※新車及び中古車、乗用及び貨物用は問いません。 ※営業用車を自家用車に買い替える場合や、自家用車を営業用車に買い替える場合等は、代替自動車と認められません。 ○代替自動車を被災の日以後に取得(ローンによる取得を含む)していること。 ○被災自動車1台につき、代替自動車1台が減免となります。 |

2 減免額

代替自動車の自動車取得税の全額

3 申請期間

代替自動車を登録した日から30日以内

※指定地域にお住まいの方・指定地域に自動車の定置場がある方が、平成27年10月26日までに代替自動車を登録した場合は申請期間が平成27年11月25日までとなります。

(指定地域)

常総市のうち相野谷町、東町、新井木町、大崎町、沖新田町、小保川、川崎町、小山戸町、十花町、上蛇町、新石下、収納谷、大房、館方、長助町、東野原、豊田、中妻町、中山町、原宿、兵町、福二町、平内、平町、曲田、三坂新田町、三坂町、水海道亀岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道栄町、水海道諏訪町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道元町、水海道森下町、水海道山田町、箕輪町、本石下、本豊田、山口及び若宮戸

※ご事情により申請期間内の申請が困難な方は、裏面記載の水戸県税事務所自動車税分室又は土浦県税事務所自動車税分室へ個別にご相談ください。

◎裏面もご覧ください

4 必要書類

| | | | |
|-----|----------------|---|--|
| (1) | 申請書 | 自動車取得税減免申請書 (※) (障害者に係るもの以外のもの) (様式第114号の7) | 必要事項の記入及び押印(認印可)が必要です。 |
| (2) | 被災自動車の 確認書類 | 被災自動車の被災(り災)証明書 (被災自動車の登録番号が記載されて いるもの) | 市町村等の公の機関が発行する証明書 |
| | | ・被災(り災)証明書が用意できない 場合 ・被災(り災)証明書に登録番号が記 載されていない場合 | ○被災自動車に係る申立書(※)【必須】 ○申立書に加えて次のうち提出できる書類 ・保険会社の発行した被災の事実が確認できる書類 ・被災したことが分かる写真(登録番号がわかるもの) ・その他、車両の被災の事実・状況を確認できるもの |
| | | 被災自動車の抹消登録等を確認で きる書類 | 運輸支局が発行する登録事項等証明書等 (軽自動車の場合は軽自動車検査協会が発行する 検査記録事項等証明書等) |
| | | 一時抹消登録後に解体した場合 | 上記書類に加えて、解体を確認できる書類 (使用済自動車引取証明書等) |
| (3) | 代替自動車の 確認書類 | 代替自動車の自動車検査証 | 写し可 |
| (4) | その他 | 被災自動車及び代替自動車の車検 証等登録住所が実際の居住住所と 異なる場合 | 住所等変更の事実を証する書類(住民票、戸籍の附票、登 記事項証明書等) |
| | | 被災自動車の抹消登録時の住所と 代替自動車の登録住所等が異なる 場合 | 住所等変更の事実を証する書類(住民票、戸籍の附票、登 記事項証明書等) |
| | | 被災自動車の所有者等の方がお亡く なりになっている場合 | 相続人であることを証する書類(戸籍謄本等) 相続人による代替自動車取得の申立書(相続人が複数人い る場合のみ) |
| | | 被災自動車の所有者等が消滅した 法人である場合 | 合併法人又は分割承継法人であることを証する書類(登記 事項等証明書等) |

※・県税事務所にあります。

・茨城県のホームページからダウンロードできます。

ホーム > 申請・届出様式ダウンロードサービス >暮らし > 税金 > 自動車税・自動車取得税関係 > 自動車
取得税減免申請書(障害者に係るもの以外のもの)

<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/somu/zeimu/0028n0210.html>

5 その他

代替自動車がエコカー減税により非課税となる場合又は自動車取得税の課税標準額(取得価額)が免税点(50万円)以下の場合、自動車取得税は課されないため、申請は必要ありません。

6 申請・お問い合わせ先

| 代替自動車のナンバープレート | 県 税 事 務 所 | 所在地 |
|----------------|--|---|
| 水 戸 | 水 戸 県 税 事 務 所 自 動 車 税 分 室 (TEL 029-247-1297) | 〒310-0844 水戸市住吉町292-10 ナンバーセンター水戸2階 |
| 土 浦 つくば | 土 浦 県 税 事 務 所 自 動 車 税 分 室 (TEL 029-842-7812) | 〒300-0847 土浦市卸町2-1-5 ナンバーセンター土浦2階 |

<参考>

○自動車の廃車(抹消登録)手続きに関するお問い合わせ先<コールセンター>

◎普通自動車又は小型自動車の場合

・茨城運輸支局

水戸市住吉町353

TEL050-5540-2017

・茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所

土浦市卸町2-1-3

TEL050-5540-2018

◎軽自動車の場合

・軽自動車検査協会茨城事務所

東茨城郡茨城町若宮887-59

TEL050-3816-3105

・軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所

土浦市卸町2-2-8

TEL050-3816-3106